

都留市災害時要配慮者支援マニュアル

令和 7 年 4 月

都 留 市
(社) 都留市社会福祉協議会

目 次

第1章	本マニュアルについて	1
1.	マニュアル改正の経緯	1
2.	本マニュアルの使い方	1
第2章	市の災害対策	2
1.	市の災害対策の現状と課題	2
2.	市における防災用語の定義	3
第3章	要配慮者支援のための日ごろからの取り組み	5
1.	市や社協が日ごろから行っておくこと	5
1-1	要配慮者支援基盤の整備	5
1-2	制度の周知	6
1-3	より確実な災害情報提供方法の検討	6
1-4	要配慮者の避難所生活対策	7
2.	地域の支援関係者に日ごろから行ってほしいこと	8
3.	要配慮者に日ごろから行ってほしいこと	9
4.	社会福祉施設に日ごろから行ってほしいこと	9
5.	日ごろからの個人情報管理の徹底	10
5-1	市や社協による日ごろの個人情報管理	10
5-2	支援関係者による日ごろの情報管理	11
第4章	災害情報発令後の要配慮者支援	13
1.	避難の際に市や社協が行うこと	13
2.	避難の際に自主防災組織に行ってもよいこと	13
3.	災害情報発令後に要配慮者や当事者団体に行ってもよいこと	13
4.	避難の際に社会福祉施設等に行ってもよいこと	14
第5章	避難後の要配慮者支援	15
1.	避難後に市や社協が行うこと	15
2.	避難所において要配慮者支援関係者が協力して行うこと	16
3.	避難所において要配慮者本人に行ってもよいこと	17
別紙1	高齢者支援マニュアル	18
別紙2	障がい者支援マニュアル	19
別紙3	乳幼児、児童、妊産婦及び外国人支援マニュアル	23
別紙4	災害時要配慮者支援班	25
資料編		
資料1	市指定の避難所及び福祉避難所一覧表	26
資料2	非常持出品・備蓄品リスト	27

第1章 マニュアル改正にあたって

都留市（以下「市」という。）においては、平成22年6月に『都留市災害時要援護者支援マニュアル』を策定し、平素から災害に対する準備を行ってきました。本マニュアルは、各々の立場から要配慮者へのための日ごろからの取り組み、災害発生時の要配慮者への支援等について認識を深めていただくとともに、円滑な避難行動を実施するために策定されたものです。

1. マニュアル改正の経緯

マニュアル策定後、東日本大震災などの大規模な災害が発生したことにより、防災に対する考え方が、それまでの「公助」から「自助」・「共助」へと変化していきました。また、平成27年度に災害対策基本法が改正されたことから、市における「災害時要配慮者¹」（以下「要配慮者」という。）の指針として平成29年度に『都留市災害時要配慮者支援マニュアル』を策定いたしました。

マニュアル策定から6年程が経過し、その間に熊本地震や能登半島地震などの災害を経て、災害基本法の改正、「避難行動要支援者²」（以下「要支援者」という。）や福祉避難所に関する各種取組指針やガイドライン等の変更・修正があったことから、本マニュアルの見直しを行い、改正を行うことといたしました。

2. 本マニュアルの使い方

このマニュアルでは、市や都留市社会福祉協議会（以下「社協」という。）・自主防災組織・要配慮者や当事者団体³など各々の立場における要配慮者支援に関する役割について、「日ごろからの行動」・「災害情報発令後の行動」・「避難所等における避難後の行動」の3つに分けて記載してあります。

今後は、市民や要配慮者及び支援関係者の方々とともに様々な課題をクリアしながら、今回策定したこのマニュアルについても、地域の事例やより詳細な記載の追加など、要配慮者支援に必要な改正を適宜行っていくこととします。

○マニュアル本文では、これらの要配慮者への一般的な支援について記載しています。

またそれぞれの要配慮者の特徴や状況に応じた、日ごろの備え、避難時及び避難所における必要な支援など、「高齢者」については別紙1に、「障がい者」については別紙2に、「乳幼児、児童、妊産婦及び外国人」については別紙3に掲載しました。

¹ 災害時要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

² 避難行動要支援者：災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等

³ 当事者団体：障がい者団体等をいい、市内には、山梨県身体障害者運転者会都留支部、山梨県視覚障害者協会都留支部、都留市身体障害者福祉会、都留市心身障害児者父母の会、都留市失語症友の会水車及び手話サークル千羽会があります。

第2章 市の災害対策

1.市の災害対策の現状と課題

(1) 市の災害対策の現状

台風などの風水害、東海地震や富士山噴火による災害など、いつ起きてもおかしくない災害に対して、市では災害対策基本法に基づき『都留市地域防災計画』を策定し、この計画に沿った地域防災の推進に向けて取り組んでいます。

また大規模災害発生時には、市による支援（公助）は行えない状況が続くと予想されるため、『都留市避難所運営マニュアル』を作成し地域住民が積極的に避難所運営を行える体制を整えています。

市が行う防災訓練だけでなく、地域においても、自主防災会・消防団・障がい者団体等による様々な地域防災活動が行われています。

(2) 要配慮者の避難対策の課題

災害発生時に最も重要なのは自らの身を守る「自助」であるが、要配慮者についてはその身体的特性から「自助」が困難となるケースが多くなると想定されます。

東日本大震災の発生時には要配慮者のうち特に高齢者及び障がい者は、自ら早急に避難することが難しく津波から逃げ遅れたことにより、震災による死亡者のうち 65%が 60 歳以上であり、障がい者の死亡率は全体の 2.5 倍に上りました。

このことを受け災害対策基本法では、要配慮者のうち災害発生時の避難等に特に支援を要する人々を避難行動要支援者と位置付け、各市町村に名簿（台帳）の整備を義務づけました。また、その際に要支援者から同意を得た場合は、平常時から避難支援等関係者⁴へ提供できることも示されました。

避難行動要支援者名簿の義務化により、名簿（台帳）の整備は普及したものの、近年の災害では多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題が残りました。

（近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65 歳以上）が占める割合 令和元年東日本台風：約 65% 令和 2 年 7 月豪雨：約 79%）

このことから令和 3 年 5 月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村に個別避難計画作成について努力義務化とされました。

市においては、次の課題があげられます。

⁴ 避難支援等関係者：災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に定める避難行動要支援者名簿を提供する関係者

1. 『避難行動要支援者名簿』の設置及び管理等の取り扱い。
2. 要配慮者への災害情報等伝達体制が確立されていない。
3. 平常時から避難支援等関係者へ提供できる名簿が作成されていない。
4. 避難所（以下「福祉避難所」か「避難所」の呼称を用いない場合には、この2つを総称して「避難所」と記載する。）における要配慮者に対する支援体制が十分ではない。

2.市における防災用語の定義

（１）災害時要配慮者

「災害時要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方

〇市の「災害時要配慮者」は、次の方々としています。

- | | |
|-------------|------------------|
| ① 一人暮らしの高齢者 | ⑨ 精神障がい者 |
| ② 要介護高齢者 | ⑩ 知的障がい者 |
| ③ 認知症の高齢者 | ⑪ 乳幼児 |
| ④ 肢体不自由者 | ⑫ 児童 |
| ⑤ 視覚障がい者 | ⑬ 妊産婦 |
| ⑥ 聴覚障がい者 | ⑭ 外国人 |
| ⑦ 言語障がい者 | ⑮ その他災害時に支援が必要な人 |
| ⑧ 内部障がい者 | |

（２）避難行動要支援者

「避難行動要支援者」とは、「災害時要配慮者」のうち、災害時の避難の際に特に支援の必要な方です。本市の「避難行動要支援者」は、次の方々としています。（『都留市地域防災計画』及び『都留市避難行動要支援者名簿取扱要綱』に定義）

- ① 要介護認定 3 以上を受けている在宅の者
- ② 身体障害者手帳のうち、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害若しくは肢体不自由で 1 級から 3 級を所持する者
- ③ 療育手帳 A-1、A-2a 又は A-2b を所持する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級から 2 級を所持する者
- ⑤ その他支援が必要と認められる者

(3) 避難行動要支援者名簿

市において『避難行動要支援者名簿』とは、次の2つを指します。

1. 上記の「避難行動要支援者」を掲載した名簿（以下「災害時用名簿」という。）。
2. 「災害時用名簿」の掲載者のうち、平常時から避難支援等関係者への提供について同意を得られた者を掲載した名簿（以下「平常時用名簿」という。）。

○『避難行動要支援者名簿』には、次の情報を掲載します。

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 氏名 | ⑤ 電話番号その他連絡先 |
| ② 生年月日 | ⑥ 支援を必要とする事由 |
| ③ 性別 | ⑦ 地図情報 |
| ④ 住所又は居所 | ⑧ その他要支援等の実施に関し市長が必要と認める事項 |

○「平常時用名簿」を提供できる避難支援等関係者（『都留市地域防災計画』に定義）

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 都留市消防本部 | ⑤ 都留市社会福祉協議会 |
| ② 山梨県警察本部（大月警察署） | ⑥ 自主防災会 |
| ③ 都留市消防団 | ⑦ その他市長が認める者 |
| ④ 民生委員・児童委員 | |

第3章 要配慮者支援のための日ごろからの取り組み

1.市や社協が日ごろから行っておくこと

◎1－1 要配慮者支援基盤の整備

(1) 災害時要配慮者支援班の設置

災害時の要配慮者支援の体制整備の推進のために、市と社協は災害時要配慮者支援班（以下「支援班」という。）別紙4を設置します。

支援班は、要配慮者支援のための情報収集、情報伝達、避難誘導、避難生活支援などに係る要配慮者支援体制の整備に努めます。

(2) 避難行動要支援者名簿及び地図の整備

市は、避難行動要支援者名簿システムを配備して、各課から要支援者情報を収集し、「災害時用名簿」の整備を行います。

またそれと併せて要支援者から同意を得て、「平常時用名簿」の整備も行います。

名簿の整備にあたっては、自力での避難が困難な障がい者・高齢者・重度の疾患がある方など、災害時に優先的に安否確認・避難誘導が必要と考えられる要配慮者（以下「リスクの高い要配慮者」という。）情報も加味するなど工夫を凝らします。

「災害時用名簿」及び「平常時用名簿」を整備するとともに、要支援者情報を可視化するため、地図の整備も行います。

地図の整備にあたっては、『都留市災害ハザードマップ』の土砂災害警戒区域の情報及び、市が指定する避難所（資料1参照）の場所等を記載します。

(3) 要支援者情報の共有

市は、平常時から地域の中で要支援者情報を把握してもらうため、自主防災会、消防団等（以下「支援関係者」という。）に対して、「平常時用名簿」及び地図を配付します。

また「平常時用名簿」等を活用するため、支援関係者に対する説明会を開催し、地域で要支援者を支える仕組みづくりを構築します。

◎ 1－2 制度の周知

(1) マニュアルの作成

マニュアルの作成にあたっては、支援班で会議を行い、実情に沿った情報へと随時更新を行います。

また概略版を作成し、必要な情報を解りやすく提供することに努めます。

(2) 広報等への掲載

マニュアルについては、市ホームページに掲載を行い、必要に応じてマニュアル及び概略版の配付を行います。

また名簿作成にあたり、要支援者に対して同意を得る作業を行う際には、制度の説明を広報及び市ホームページへの掲載を行います。

◎ 1－3 より確実な災害情報提供方法の検討

(1) 要配慮者の早期避難方法の検討

高齢者等避難⁵（以下「避難情報」という。）の発令など、災害発生の可能性が高まった段階で、健常者にさきがけて要配慮者への速やかな情報伝達を行うため、平常時から市が中心となって、支援関係者らとともに、要配慮者の早期避難確保の方法について検討を進めます。

(2) 要配慮者に対する情報網の再点検

市が行う防災行政無線の放送による災害情報の伝達でカバーできない要配慮者に対して、迅速かつ正確に情報を伝える手段として、市は、消防団や広報車による広報活動、インターネット、携帯電話の防災メール、ファックス等の利用による災害情報発信のあり方やその他多様な要配慮者ニーズに沿った情報提供の仕組みづくりについて検討します。

⁵ 高齢者等避難：高齢者や避難に時間を要する人は避難を開始し、その他の人もいつでも避難できるように準備すべき警戒レベル

(3) 社会福祉施設に対する情報提供の検討

社会福祉施設等の利用者は、基本的に要支援者となるため、避難行動については迅速に判断しなければなりません。避難情報が発令された際に、確実に伝わるよう社会福祉施設を監督する担当者から適切に情報提供を行えるような体制を検討します。

(4) 自主防災組織による要配慮者情報収集への援助

市は、自主防災組織が行う要配慮者情報の収集にあたって、当事者団体や、民生委員・児童委員等の福祉関係者を紹介するなど、円滑に情報収集するための援助に努めます。またリスクの高い要配慮者に関する情報については、積極的に自主防災組織への提供を行います。

◎ 1-4 要配慮者の避難所生活対策

(1) 要配慮者に配慮した避難所の整備

市が指定する避難所（P 26 参照）に要支援者班を配置し、要配慮者からの相談を受け付けます。また要配慮者が一般避難者と隔離して避難所生活を送ることができる福祉避難室のスペースを確保します。

市は、各避難所に想定される要配慮者の支援区分ごとに必要となる生活用品、介護用品、非常食料等の備蓄の内容を検討・点検します。災害時の避難所の設備においては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など、要配慮者の避難生活に配慮しバリアフリー化に努めます。

(2) 福祉避難所の確保

避難所での生活に特段の配慮が必要な要配慮者に対しては、福祉避難所への避難が必要になる場合があります。市は、現在、指定している「保健福祉センターいきいきプラザ都留」「まちづくり交流センター」の機能を検証するとともに、必要に応じて、市やその他行政機関の施設などで福祉避難所に適している施設の指定について検討します。

(3) 社会福祉施設等との連携

市は、災害発生などの際に、市が指定する福祉避難所だけで対応できない場合などに備えて、市内の社会福祉施設や民間宿泊施設、近隣の自治体施設、周辺地域の社会福祉施

設などと、災害時の要配慮者の緊急受入れなどの措置が迅速に行えるよう、協定の締結や物資の備蓄確保など必要な体制づくりについて検討します。

2.地域の支援関係者に日ごろから行ってほしいこと

(1) 研修会などへの参加や他の組織等との連携

支援関係者は、市が行う研修会などに積極的に参加しましょう。また地域において支援関係者間で情報交換や話し合いなどを日ごろから行い、連携の強化に努めましょう。

(2) 要配慮者情報の収集及び共有

支援関係者は、地域の実情や要配慮者の実態に即して、要配慮者情報の収集を行いましょう。要配慮者情報の収集にあたっては、リスクの高い要配慮者の情報把握から優先的にはじめ、より多くの要配慮者の把握に努めましょう。

また収集した情報については、要配慮者の許可を得て市に提供しましょう。

(3) 「平常時用名簿」及び地図の活用

支援関係者は、市から提供された「平常時用名簿」及び地図を活用して、地域の要配慮者の自立度等を確認し、避難行動について、どの程度支援が必要か確認しましょう。リスクの高い要配慮者については、災害時に誰が支援するかを検討しましょう。

また提供された地図に、自主防災会一時避難場所及び自主防災会一時避難所のほか、避難の際の危険箇所について記入するなど、要配慮者の避難誘導が安全に行えるよう備えましょう。

(4) 要配慮者への直接伝達と避難誘導体制の確立

支援関係者は、災害情報を要配慮者に直接伝達する仕組みづくりを進めましょう。要配慮者への災害情報の直接伝達においては、要配慮者一人に複数の支援員を定め、その支援員は日ごろから要配慮者本人との信頼構築のための交流を深めるとともに、日本語が理解できない外国人などに対しても、言葉以外で災害の有無などを伝えられるようにしておくなど、それぞれの要配慮者に合った対応ができるように心がけましょう。

要配慮者の避難誘導に関しては、避難情報が発令された段階で開始し避難指示等の段階には避難を完了できるよう、日ごろから要配慮者の避難支援にも配慮した防災訓練を実施するよう努めましょう。

3.要配慮者に日ごろから行ってほしいこと

(1) 地域との交流と支援員の確保

要配慮者は、日ごろから地域の行事や活動に積極的に参加し、地域の人たちと交流を深め、災害が発生した時に支援を自然に受け入れられる環境づくりに努めましょう。また災害が発生したときに支援をお願いする人の確保に努めましょう。自主防災組織、民生委員・児童委員、病院の連絡先などについては、事前に確認しておきましょう。

(2) 災害発生時に必要な物品の準備

要配慮者は、災害発生時にどのような支援を必要とするかなどについて記載した防災カード等を日ごろから携帯するようにしましょう。防災カード等には、災害時における要配慮者の円滑な避難誘導と、避難後の適切な生活支援等が行われるよう、自らの状態に合わせて必要な支援に関する情報を記載しましょう。また避難後に必要な物品（P 27参照）については、自らあらかじめ準備をしておくようにしましょう。

災害時に自力で避難することが困難な場合を想定して、笛やブザーなど人からの助けを求めるために必要なものを身に付けておきましょう。

4.社会福祉施設に日ごろから行ってほしいこと

(1) 地域との関係の強化

社会福祉施設は、災害時には、当該施設自体の被災など、地域の人たちの助けが必要になる場合があります。日ごろから地域で行われる防災訓練や避難訓練に積極的に参加するとともに、施設で行う避難訓練などにも地域の人たちに積極的に参加を呼びかけましょう。また地域と施設で行われるお祭りや催しなどにお互いが参加し合うなど、日ごろから地域とのコミュニケーションを緊密に保つようにしておきましょう。

(2) 災害発生を想定した応急対策の徹底

社会福祉施設は、地震、風水害、土砂災害、富士山噴火等、実際に起こり得る災害を想定し、利用者等の安全で速やかな避難誘導のために『避難確保計画』等を作成し、監督機関等の確認を得るとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施しましょう。

災害の際には、利用者のほとんどが要配慮者になります。市やその他の機関、地域の

人たちを巻き込んだ利用者の応急対策について、事前に関係機関等と連絡調整しておきましょう。また地元消防団、自主防災組織等、災害時の施設利用者の救助や安否確認、避難誘導等を想定した事前協定の締結など、必要な協議を進めましょう。

（３）「災害時要援護者関連施設避難カルテ」の活用

社会福祉施設は、市から提供された「災害時要援護者関連施設避難カルテ」を活用して、日頃から施設周辺の危険区域・避難経路・避難先などを確認し、施設の入所者や職員の避難誘導が的確・迅速に行えるよう備えましょう。

（４）他の社会福祉施設等との連携

社会福祉施設は、災害発生時の、市や周辺自治体及び他の社会福祉施設等からの要配慮者の緊急受入れ依頼や、自らの施設が被災した場合の他の社会福祉施設等への緊急受入れ要請を想定して、市や周辺自治体、他の社会福祉施設等と物資の備蓄確保や要配慮者等のお互いの緊急受入れなどについて、日ごろからその体制整備の検討を進めましょう。

5.日ごろからの個人情報管理の徹底

◎5－1 市や社協による日ごろの個人情報管理

（１）要配慮者情報の適切な管理

市が保有する要配慮者情報については、個人情報の取り扱い等を規定する関係法令を遵守するとともに、自ら定める情報セキュリティポリシーに沿ってその情報の適切な管理に努めます。

（２）他への要配慮者情報の提供の範囲

市が保有する要配慮者情報については、支援関係者への情報提供についての要配慮者本人や家族からの明確な意思の確認ができる場合には、その提供を許された範囲内での情報提供を行います。また、社協は、市から提供を受けた個人情報の取扱いについては十分に注意します。

(3) リスクの高い要配慮者情報の提供

市や社協は、リスクの高い要配慮者に関しては、自主防災組織に対する情報提供を行うことへの本人の同意を得る作業を積極的に進め、同意が得られた方からその提供を許された範囲内で情報提供を行います。

(4) 「災害時用名簿」の提供

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、同意の有無にかかわらず、必要限度で、「災害時用名簿」に掲載されている情報及び地図を避難支援等関係者に提供します。(災害対策基本法第 49 条の 11 の第 3 項)

《災害時要配慮者の状況把握方式例》

	取 組 例	課 題 等
同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要配慮者を把握し、要配慮者に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援プランをきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要配慮者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要配慮者を特定する方式。	情報共有の結果、特定される要配慮者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。

◎5－2 支援関係者による日ごろの情報管理

(1) 要配慮者情報の適切な管理

支援関係者においては、市から提供を受けた「平常時用名簿」及び地図に掲載される要配慮者情報について、これを取り扱う人を限定するなどその情報の取り扱いに関する基準を設け、その情報が漏れないよう適切な措置を図りましょう。また情報を取り扱う人の交代の際には適切に引き継ぎを行いましょう。

(2) 他への要配慮者情報の提供の範囲

自主防災組織や当事者団体などが保有する要配慮者情報を、他の組織等に情報提供するときには、その要配慮者本人や家族などから事前に了解を得てから、情報提供を行うようにしましょう。

要配慮者本人や家族などからの了承がない場合には、他への情報提供は絶対に避けましょう。

第4章 災害情報発令後の要配慮者支援

1.避難の際に市や社協が行うこと

(1) 要配慮者への災害情報提供等

市は、日ごろからの準備に従って、避難情報の発令のあった段階で、要配慮者並びに支援関係者への的確な災害情報の発信、健常者にさきがけて要配慮者の早期避難を確保します。その際には、支援関係者との十分な協力連携体制をとります。

(2) 緊急的な避難誘導手段の確保

市は、災害の発生などに伴って、交通手段が遮断されるなど地域の孤立状態が危惧される場合には、要配慮者の避難・安否状況を速やかに把握し、ヘリコプター等による要配慮者の救助の手配など、関係機関に対する必要な要請を実施します。

2.避難の際に自主防災組織に行ってほしいこと

(1) 要配慮者の安否確認・避難誘導

自主防災組織は、避難情報の発令のあった段階で、要配慮者に災害情報の直接伝達と避難誘導を開始し、避難指示の段階にはその避難を完了させましょう。要配慮者の避難誘導については、日ごろから整備している「平常時用名簿」や地図の活用し、効率的に行いましょう。

(2) 要配慮者の避難誘導先

自主防災組織の支援員は、要配慮者を市が指定する近隣の避難所まで避難誘導しましょう。

3.災害情報発令後に要配慮者や当事者団体に行ってほしいこと

(1) 要配慮者本人の避難の開始

健常者よりも避難に時間がかかる要配慮者については、避難情報が発令された段階で、自分を担当してくれる自主防災組織の支援員と連絡を取りながら、市が指定する近隣の

避難所への避難を開始しましょう。

（２）要配慮者本人の避難にあたっての留意点

要配慮者本人は、日ごろから準備してきた避難後に必要な物品を必ず携帯して避難しましょう。避難にあたって危険が伴う場合などには、必要に応じて警察や消防など公的機関に支援を求めましょう。また市外の親戚や知り合いの家への避難を行う場合には、支援をお願いすることになっていた支援員や近隣の人、又は行政機関などに連絡してから避難するようにしましょう。

（３）当事者団体による要配慮者への災害情報の提供

当事者団体は、日ごろから準備してきたとおり、避難情報の発令の段階で、当事者団体のネットワークなどを活用し、要配慮者に対して速やかで的確な災害情報提供を行います。

4.避難の際に社会福祉施設等に行ってほしいこと

（１）避難行動の要否の検討

災害の発生、又は発生が予想される段階で、的確に情報を収集し避難の必要があるか検討しましょう。避難の必要がある場合は、避難情報の発令の段階で、早期の避難誘導に努めましょう。

（２）当該施設自体に被災の恐れがない場合

当該施設自体に被災の恐れがない場合には、利用者等の避難誘導の必要はないと考えられますが、市や近隣市町村、他の社会福祉施設等からの要配慮者受入れの要請が予測されます。日ごろから準備してきたとおり、施設機能を低下させない範囲内での緊急受入れを実践しましょう。

第5章 避難後の要配慮者支援

過去に発生した大規模災害を見ると、市主体の避難所運営は難しいことが判明しております。

自主防災組織を中心に、地域住民が積極的に避難所運営に関わっていただかなければなりません。

避難所の運営にあたっては、「都留市避難所運営マニュアル」に従い行ってください。

1. 避難後に市や社協が行うこと

(1) 避難所間の物資や人的配置の調整

市は、各避難所の福祉相談窓口における要配慮者支援に係る人材の確保、リスクの高い要配慮者の安否確認、支援物資の確保などについて社会福祉施設や他の自治体等と調整します。人材の確保にあたっては、手話通訳、要約筆記、災害ボランティア、外国語通訳等様々な技能を持つ人材が、より有効的に配置されるよう手配します。

また必要に応じて、各避難所の福祉相談窓口の責任者を集めた福祉相談窓口連絡会議を開催し、避難所ごとの要配慮者避難状況や人的・物的資源、要配慮者ニーズの状況など、各種情報の共有に努めます。

(2) 福祉避難所の開設と運営

福祉避難所への避難が必要となった要配慮者のための福祉避難所を開設します。現在、福祉避難所として指定している「保健福祉センターいきいきプラザ都留」「まちづくり交流センター」については、市の災害対策本部からの指示で開設します。

福祉避難所の運営は、市や社協が行い、高齢者、障がい者、乳幼児等に対して健康管理や相談にあたります。ただし、社協については、災害ボランティアセンター⁶を立ち上げる場合には、その業務を優先させます。

(3) 必要な福祉避難所の緊急確保

現在指定している福祉避難所自体の被災などにより、要配慮者の避難に適さない場合や、スペースがいっぱいになった場合などには、市内の民間宿泊施設、近隣自治体の施設、周辺社会福祉施設等を借り上げ、必要な福祉避難所を確保します。

⁶災害ボランティアセンター：大規模災害時、市は社会福祉協議会と連携し、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者の支援や復興のお手伝いを行います。

2.避難後において要配慮者支援関係者が協力して行うこと

(1) 要配慮者の安否確認

各避難所では、事前に準備した「災害時用名簿」及び「平常時用名簿」と避難者名簿を照合し、市の防災本部に報告します。安否確認のとれない要配慮者に関して、自主防災会や支援員と協力してリスクの高い要配慮者から現状把握及び避難誘導を行います。

(2) 福祉相談窓口の設置

各避難所では、要配慮者からの相談への対応や、要配慮者の支援区分に合った的確な情報伝達、支援物資提供など、避難所における要配慮者の生活向上に関する活動を実施するため、各避難所に「福祉相談窓口」を設置します。

また女性特有のニーズへの対応のために相談窓口に女性を配置するなど、きめ細かな要配慮者ニーズの把握と対応に工夫を凝らします。

(3) 社会福祉施設・福祉避難所等への移送等

各避難所の福祉相談窓口では、避難所に避難中の要配慮者で、避難所での日常的な生活が不可能な場合や治療等を早急に行う必要がある場合、また避難所での日常生活に特別の配慮が必要になる場合などには、その要配慮者の社会福祉施設や医療機関、福祉避難所など必要な施設等への移送を手配します。

使用言語を同じくする外国人については、外国語通訳などの人材を有効活用するとともに外国人の避難生活の安定を速やかに図るため、その対象者全員を1箇所の避難所に集めるなどの措置を取ります。

(4) 優先順位をつけた要配慮者への対応

食料や生活物資、生活スペースなどが限られる避難所においては、健常者と要配慮者の区別だけでなく、要配慮者ごとの介護者の有無や障がいの種類・程度に応じた、優先順位をつけた対応が必要になります。各避難所の福祉相談窓口では、より支援が必要な人に手厚い対応がとれるよう、避難者ごとに優先順位をつけた対応を心がけます。またこうした対応に対して避難者に無用な差別感が生じることのないように、避難所全ての避難者に対して十分に説明するなど要配慮者支援に関する理解の促進を図ります。

(5) 要配慮者への生活向上への配慮

避難所においては、福祉相談窓口による要配慮者ニーズの把握と優先順位づけに従って、その対応方法を工夫します。たとえば、高齢者に対しては食事面の配慮や、視覚・聴覚障がい者、外国人に対応した音声アナウンスや掲示板、チラシ配布などの情報伝達手段確保、また移動に支障がある人に対する避難所内での移動しやすい生活スペースの確保など、要配慮者の生活向上に関して可能な限り対応します。

(6) 福祉避難室の提供

避難所での日常生活に特別の配慮が必要になる要配慮者で事情により福祉避難所への移送ができない場合や、一般避難者と隔離することが望ましいと考えられる要配慮者などのために、各避難所の福祉相談窓口では、避難所内に避難スペースを確保し、このスペースを利用した福祉避難室を提供します。

(7) 災害ボランティアとの連携

支援関係者は、ボランティアセンターとの連携により、要配慮者ニーズに沿ったボランティア活動の実施に努めます。

3.避難所において要配慮者本人に行ってほしいこと

(1) 福祉相談窓口の運営協力

各避難所における福祉相談窓口の運営に、避難所に避難している要配慮者自身も可能な範囲で協力しましょう。

(2) 要配慮者本人のニーズなどの情報発信

各避難所では、福祉相談窓口において要配慮者の状態や必要な支援などに関して、そのニーズの把握に努めています。要配慮者は、自らその必要とする支援の内容や様々な要望などについて、はっきりと伝えるようにしましょう。

また人工透析など定期的な医療行為が必要な場合には、福祉相談窓口に自分の状態などを情報提供するとともに、自分でも行きつけの医療機関と連絡を取るなど自分でできる対策を進めましょう。

別紙1 高齢者支援マニュアル

(1) 日ごろの備え及び避難時

	特徴	日ごろの備え	避難時の支援
一人暮らしの高齢者	基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	- 内服薬、眼鏡等必要な物を身近に置いておく。 - 地域の避難訓練に参加し、お付き合いのある身近な人や民生委員、自治会、消防団等に情報伝達と避難場所への誘導をお願いしておく。また避難場所・経路・方法を確認しておく。 - 家族への連絡先等を記載した物を日頃から携帯しておく。 - 地域包括支援センターのケアマネジャー等と共に避難について具体的に検討しておく。	避難時には、迅速な情報伝達と、安全な場所に誘導する。
要介護高齢者	食事、排泄、衣服の着脱、入浴等の日常生活をする上で他人の介助が必要で、自力で移動できない。	- 家族が、民生委員、自主防災組織、消防団に情報伝達・避難誘導についてお願いしておく。 - 家族が、避難場所や避難経路・方法について確認しておく。 - 介護保険のケアマネジャー等と共に避難について具体的に検討しておく。	- 避難時には、車いす、担架、ストレッチャー等補助具を利用し、安全な場所に誘導する。 - 声かけをし、気持ちを落ち着かせて不安解消に努める。
認知症の高齢者	記憶が抜け落ちる、幻覚が現れる、徘徊するなどの症状があり、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。	- 本人の状況を把握し生活の支援ができるよう、自宅住所、連絡先、認知症の特性や対応方法等が書かれたカードを日頃から携帯しておく。 - 家族が地域の避難訓練に積極的に参加し、お付き合いのある身近な人や民生委員、自治会、消防団等に情報伝達と避難場所への誘導をお願いしておく。また避難場所・経路を確認しておく。 - 非常時の認知症者への支援について地域全体が学んでおく。 - 地域包括支援センターや介護保険のケアマネジャー等と共に避難について具体的に検討しておく。	ゆっくりと状況を説明し、気持ちを落ち着かせて、安全な場所に誘導する。

(2) 避難所

	特徴	避難所での支援
一人暮らしの高齢者	- 高齢者は若年層に比べ新しい環境に適應することが難しいため、心の傷を受けやすく回復に時間がかかる。 - ストレスを受けやすい。不安が大きく孤立しやすい。	- 孤立感を生じないよう周囲との関係が良好に保たれるように、声かけや話し相手になりながら支援する。 - 体調の変化に気づき、早期に対応できるよう定期的な健康相談・巡回医療チームとの連携が必要。 - 精神面での定期的な健康相談が必要。
要介護高齢者	- 排泄、着替え等をその場でするので匂い等で周囲に気を使って、介護者本人のストレスになる。 - 環境の変化により体調を崩しやすくなる。 - 経管栄養、留置カテーテル、吸引等医療依存度の高い寝たきり高齢者は材料の不足等不安が大きい。	- 気兼ねなく排泄介助できるように、ついでに、カーテン等で仕切りをするなど配慮が必要。 - 周囲の人にも理解してもらい協力してもらう。 - 紙オムツ、お尻拭き等の支給が必要。 - 医療依存度の高い場合、定期的管理ができるよう医療機関や巡回医療チームとの連携が必要。
認知症の高齢者	環境の変化による認知症状の悪化が見られることが多く避難所の生活やルールを受け入れにくいなど集団生活に適應できない場合がある。	- 認知症の悪化で集団生活が困難な場合は、個室など落ち着いて過ごせる環境の提供を検討する。 - 奇異な行動等があるので、周囲の人にも理解を求め協力してもらう。

別紙2 障がい者支援マニュアル

(1) 日ごろの備え及び避難時

	特徴	日ごろの備え	避難時の支援
肢体不自由者 (手足や体を動かす機能の障がい。上肢(手やうで)では、装具をつけて動かせない人もいます。足・体幹(からだ)では、杖や車椅子などを使用する人もいます。) (身体障害者手帳 1～6級)	○ 下肢(足)や体幹(体)の障がいがある人は、すばやい避難行動が困難。 ○ 車いすの場合、段差や障害物があるため、一人での避難は困難。	○ 車椅子、杖、歩行器等は、自分の近くに置いておく。 ○ 電動車椅子の人は、使用後にすぐバッテリーの充電をする習慣をつける。また、使用不能になった場合の車椅子も用意しておく。 ○ 避難訓練に参加し、トイレが使用できるか(洋式トイレか)、段差があるかを確認しておく。	○ 本人に声をかけてから、歩行の補助や、車いすの介助をしながら、安全な場所に誘導する。
視覚障がい者 (見る機能の障がい。全盲の人だけでなく、少し見える人もいます。) (身体障害者手帳 1～6級)	○ 室内では非常灯などが見えないため、避難方向が分からず、屋外も、道路状況や周囲の状況が分からないので、自分から助けを求めにくく、一人での避難は難しい。	○ 落下物でケガをしないように、家庭内の安全点検を行う。 ○ 移動に必要な白杖、助けを呼ぶのに必要な笛などを自分の近くに置いておく。 ○ 地域の避難訓練に参加し、自分のメンタルマップに従って避難しながら、危険な箇所を点検しておく。また、お付き合いのある身近な人に情報伝達をお願いしておく。誘導を受けながら、避難所内の受付、福祉相談窓口、福祉避難室などの場所も確認しておく。	○ 音声(言葉)で周囲の状況を説明しながら、安全な場所に誘導する。 例：どの辺を歩いていくか。ビルが倒れかかっているなど。
聴覚障がい者 (聞く機能の障がい。全く聞こえない人だけでなく、補聴器により少し聞こえる人もいます。手話ができる人もいます。例えば、筆談による会話の人もいます。本人が障がいについて言葉で訴えることができないため、障がいが見えにくい。) (身体障害者手帳 1～6級)	○ 非常ベル、緊急放送などの音声による避難・誘導の指示が認識できないため、異常・避難の感知が遅れやすい。	○ 情報を入手するための文字の出る携帯電話や補聴器の電池、筆談用のメモ用紙、筆記用具、助けを呼ぶための笛やブザーなどを自分の近くに置いておく。 ○ 地域の避難訓練に参加し、スタッフと「被災状況を知る方法」「掲示板やFAXの設置」「スタッフとのやりとりの方法」「手話通訳や要約筆記者の派遣」などを確認しておく。また、お付き合いのある身近な人に情報伝達をお願いしておく。	○ 手話、絵、文字等本人にあったコミュニケーションを工夫して、周囲の状況や避難情報を説明しながら、安全な場所に誘導する。
言語障がい者 (話す機能の障がい。話すことができない人だけでなく、うまく発音ができない人もいます。本人が障がいについて言葉で訴えることができないため、障がいが見えにくい。) (身体障害者手帳 1～6級)	○ 助けを呼ぶことができない場合がある。	○ 筆談用のメモ紙、筆記用具、助けを呼ぶための笛などを自分の近くに置いておく。 ○ 地域の避難訓練に参加し、スタッフとのやりとりの方法を確認しておく。	○ 何を支援して欲しいか、メモに記入してもらいながら、支援する。

	特徴	日ごろの備え	避難時の支援
内部障がい者 (内部障がいには、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱直腸、小腸及び免疫の6つの障がいがある。「人工呼吸器」「在宅酸素」「オストメイト(人工肛門、人工膀胱)」など、生命維持のために医療的ケアが必要な人や、継続して医療、健康管理及び介護が必要な人がいる。)	＜オストメイト(人工肛門、膀胱)＞ ○ ストマ用品の種類は、個々に異なる。生活上、ストマ用品は不可欠のため、災害時にはその確保に不安が大きい。 ＜医療機器の使用＞ ○ 人工呼吸器の場合、停電時に電源を補う用意が難しくれば生命の維持が難しくなる。 ○ 避難場所への搬送に支援が必要。	日ごろの備え ○ 「治療中の疾患・合併症」「内服薬の種類」などを具体的に書いて携帯する。また、通院が不可能になった場合に備えて、主治医のアドバイスを受けておく。 ○ 地域の避難訓練に参加し、避難経路や避難所の場所を確認。スタッフと医療ケアに必要な協力(電源・医療機器を置く場所の確保など)も確認。 ○ オストメイト(人工肛門、膀胱)の方はストマ使用に必要な装具や皮膚保護材など、その人にとって必要なものを、自分の近くに置いておく。また、外出時は、ストマ用品を1～2セット持参する。 ○ 日ごろから、災害時のストマ用品の供給方法について確認しておく。 ○ 希望者は、日頃から福祉避難所にストマ用品を備えておく。 ○ 人工呼吸器の人は、非常用バッテリー、手動式蘇生バツクを自分の近くに置いておく。電動輸液ポンプの人は、バッテリー・クレンメを用意しておく。また、医療機器会社と緊急時の連絡先やバッテリーの使用時間等を確認しておく。 ○ 在宅酸素の人は、避難所への酸素の供給について酸素供給企業の担当者を確認しておく。	避難時の支援 ○ 誘導する際に、内服薬等の所持を確認。 ○ 誘導する際に、ストマ用品の所持を確認。 ○ 避難所への搬送を支援。電源が確保できず、生命に危険のある場合は、手動式蘇生バツクにより呼吸の確保をしながら、医療機関へ搬送する。 ○ 内服薬の所持を確認し、「落ち着いて」と声かけにより気持ちを落ち着かせて、安全な場所に誘導する。 ○ 個々の障がいにあわせて、分かりやすく、ゆっくりと状況を説明しながら、気持ちを落ち着かせて、安全な場所に誘導する。
精神障がい者 (精神の機能が障がいにより、周囲を認識する力が弱くなり、正しい判断ができなくなったりして、人との交流がしにくくなる。多くは内服薬により症状をコントロールできる。偏見を気にして本人が障がいについて訴えにくいため、障がいが見えにくい。) (精神障害者保健福祉手帳 1～3 級)	○ 環境の変化による精神的動揺が見られることもあるが、内服薬にて症状が安定する。	「治療中の疾患・合併症」「内服薬の種類」などを具体的に書いて携帯する。また、通院が不可能になった場合に備えて、主治医のアドバイスを受けておく。 ○ 医療機関の連絡先や、家族の連絡先・待ち合わせ場所を確認しておく。 ○ 地域の避難訓練に参加し、避難経路や避難所を確認しておく。	○ 一人ですべての状況に一人で対応できず、支援者がすぐに本人の状況を把握し生活の支援ができるよう、自宅住所、連絡先、障がいの特性、内服薬、医療機関からの指示などが書かれた身分証やカードを日ごろから携帯しておく。 ○ 家族との待ち合わせ場所を確認しておく。 ○ 地域の避難訓練に参加し、お付き合いのある身近な人に情報伝達と避難場所への誘導をお願いしておく。
知的障がい者 (頭脳を使う知的能力の障がい。複雑なことがらの理解や判断や、読み書き、計算などが困難な人がいる。障がい軽度の場合は、「ゆっくり」「わかりやすく簡単に」伝えるとコミュニケーションがとれる。) (療育手帳A及びB)	災害の状況が十分に理解できず、避難の認識が遅れたり、自分の状況(住所や連絡先)を周囲に伝えられない場合がある。	災害の状況が十分に理解できず、避難の認識が遅れたり、自分の状況(住所や連絡先)を周囲に伝えられない場合がある。	災害の状況が十分に理解できず、避難の認識が遅れたり、自分の状況(住所や連絡先)を周囲に伝えられない場合がある。

(2) 避難所

	特徴	避難所での支援
肢体不自由者	○ 避難所などでは、トイレが課題になることが多い。和式のトイレでの排泄が困難。	○ トイレに近いスペースを提供する。 ○ 段差のないスペースや車椅子で移動できる通路（最低90cm）を確保するよう配慮。また、通路に物を置かないよう、周囲に理解してもらう。 ○ 仮設の洋式トイレの設置や、優先的に洋式トイレを利用できるように配慮する必要がある。可能であれば、気兼ねなくトイレを利用できるよう、トイレに誘導するボランティアの付き添いがあるとよい。
視覚障がい者	○ 避難所など慣れない場所では、周囲の状況を把握しにくい。中には、トイレや、支援物資を取りに行くことを我慢してしまう場合もある。	○ 避難所などでは、放送など音声による情報伝達を行う。 ○ 壁つたいに移動することが多いため、生活場所をトイレや壁の近くにしたり、壁側にものを置かないように配慮する。可能であれば、発表された情報を伝えたり、トイレに誘導するボランティアの付き添いがあるとよい。
聴覚障がい者	○ 聴覚障がいがあることが、周囲に分かりにくいいため、支援に結びつきにくい（例：放送による連絡事項が聞こえず、周囲からも教えてもらえなかったことから、支援物資を入手できなかった）。 ○ 被災状況や避難場所についての情報が得られにくい。 ○ 周囲とのコミュニケーションがうまくとれず、孤立しやすい。	○ 避難所などでは、周囲やスタッフに、障がいがあることを認識してもらい、掲示板や伝言板など、文字による情報伝達をしていく。可能であれば、文字放送用テレビやFAXの設置などの配慮も必要。 ○ 孤立感を生じないよう、声かけを行ったり、周囲とのコミュニケーションがスムーズにとれるよう手話通訳の派遣を行う。
内部障がい者	○ 内部障がいのため、周囲に障がいがあることが認識されにくい。 ○ 災害発生時の衝撃や、急な環境の変化による心身の疲労から、感染症や合併症を引き起こしやすい。<腎臓機能障がい> ○ 定期的な透析が必要なため、透析が可能な医療機関の情報が見られるまでは不安が大きい。 ○ 水分・塩分・カリウムなどの食事制限がある場合がある。 <オストメイト（人工肛門・膀胱）> ○ 避難生活時には、仮設トイレでの装具交換が困難な場合や、集団で入浴することに抵抗がある場合がある。 <呼吸器機能障がい> <小腸機能障がい> ○ 輸液製剤、栄養パックは冷蔵保存が必要。	○ 避難所などでは、周囲やスタッフに、障がいがあることを認識してもらい、生命を維持するのに必要な薬や医療行為、装具がある場合は、それらが滞ることのないようにしていく。 ○ 体調の変化に気づき、早期に対応できるよう、定期的な健康管理や、医療機関や巡回医療チームとの連携が必要。 ○ 透析が可能な医療機関の情報を早期に提供していく必要あり。また、透析を行う医療機関までの送迎の支援や、家族が送迎する場合の緊急車両通行の許可証の発行の必要あり。 ○ 避難所などでは、腹膜透析患者が、透析液バックを交換する際の部屋の確保や、水分・塩分・カリウムなどの食事制限がある場合の配慮が必要。 ○ 避難所などでは、ストマのケアや導尿ができる場所の確保が必要。気兼ねなく入浴できるよう配慮が必要。 ○ 在宅酸素療法が必要な場合には、酸素の必要性や安全性、取りあつかいなど、周囲の人に理解を深める支援が必要。 ○ 避難所などでは、経管栄養をするスペースや、冷蔵保存ができる場所を確保する。

	特徴	避難所での支援
精神障がい者	○ 環境の変化による精神的動揺が見られることもあるが、適切な治療と内服により、症状をコントロールできる。 ○ 仲間に入っけていけず、避難所などの集団生活に適応しにくい場合がある。 ○ 自分が精神障がい者であることを言いにくいため、周囲が把握しにくく、支援に結びつきにくい。	○ 避難所では、精神障がい者を把握し、適切な治療と服薬を継続することができるよう、医療機関との連携が必要となる。また、周囲との関係が良好に保たれるように、声かけや話し相手になりながら支援する。 ○ なれない環境で不安定になったり、集団生活になじめない場合は、個室など落ち着いて過ごせる環境を検討する。
知的障がい者	○ 環境の変化による精神的動揺が見られたり、強いこだわりや、十分にコミュニケーションがとれないことによって、避難所などの集団生活に適応しにくい場合がある。 ○ 施設、作業所等に通所している割合が、他の障がい者よりも多い。	○ 避難所などでは、周囲との関係が良好に保たれるように、周囲に障がいへの理解を深めるよう支援をする。また、なるべく安定して過ごせるよう、声かけをしたり、話し相手になりながら支援する。重度の場合には、個室など落ち着いて過ごせる環境を検討する。 ○ なるべく簡単なやさしい言葉で伝える。掲示板などの文書も理解しやすい工夫をする。 ○ 通所していた施設、作業所等の復旧を早め、災害前の生活に早く戻していくことが必要。

別紙3 乳幼児、児童、妊産婦及び外国人マニキュアル

(1) 日ごろの備え及び避難時

	特徴	日ごろの備え	避難時の支援
乳 幼 児	○ 年齢が低いほど、自ら判断し行動する能力が無く、常時保護者等の支援が必要 ○ 外国人の保護者が多くなく、日本語の理解能力が低い。	○ 保護者等が災害への対応を考慮しておく。 ○ 保護者等が乳幼児を連れて安全な避難方法の確認をしておく。 ○ 災害時の乳幼児の支援関係者との役割分担を明確にしておく。 ○ 被災により、保護者等が養育することが困難な場合への対応を確認しておく。 ○ 避難準備、避難勧告、避難指示方法等危険に関する注意喚起情報をあらかじめ外国人に理解できる資料等を渡し、避難方法について確認しておく。	○ 乳幼児とその保護者等へ適切な避難誘導を行い、安全な場所へ誘導する。 例えば、乳幼児の健康状態が確認でき避難後のケアができる避難所へ優先して誘導する。 ○ 保護者以外の祖父母等が乳幼児を伴い避難する時に安全の確保を行いながら適切な避難誘導を行う。 ○ 外国人の保護者が適切な避難場所に避難できるよう支援する。
児 童	○ 家から離れ学校等に昼間いることで、保護者等と別行動となることがある。	○ 家庭において災害時の対応及び避難場所や方法の確認を行う。 ○ 被災により、保護者等が養育することが困難な場合への対応を確認しておく。	○ 学校で避難を行う場合には学校での安全確保を行い学校の避難場所を待機する。 ○ 学校の災害時における児童引き渡しに基つき児童を保護者等へ安全に確実に引き渡しができるようにする。 ○ 学校待機児童を避難場所へ誘導する。 ○ 学童保育等学校以外の場所から安全に避難所へ誘導する。
妊 産 婦	○ 自ら移動できる場合が多いが、妊婦であるため素早い行動は困難な場合が多い。 ○ 突然の被災により状態の変化が起こりやすい。	○ 家庭等において災害時の対応及び避難場所の確認をしておく。 ○ 避難場所までの安全な避難方法を確認する。 ○ 災害時の妊産婦支援関係者の役割分担を明確にしておく。 ○ 被災時の状態の急変等を予測し、妊娠や分娩に必要な品物を準備すると共に車椅子等の移動手段を検討しておく。	○ 安全な避難への支援、妊産婦が安全に避難できる場所への誘導。 ○ 精神的動揺により状態が急変することもある中で、避難行動をとる時歩行の補助や車椅子等の移動手段について配慮し、安全に避難ができるよう支援する。
外 国 人	○ 日本語を十分に理解できず、地理や地域の状況にも不慣れであり、必要な情報を得ることが困難。	○ 喚起情報について、あらかじめ外国人に理解できる資料等を渡し、避難方法について確認しておく。 ○ 特定の国の出身者は地震の経験が極めて乏しいケースもありうるため、平時からの防災に関する意識啓発が必要。	○ 避難所・炊き出しなど、災害時特有の言語をわかりやすく表示する。 ○ 人数の多い在留外国人の言語（ベトナム・英語・中国）についての「やさしい日本語」及び絵や写真の表示を準備する。

(2) 避難所

	特徴	避難所での支援
乳 幼 児	○ 乳児期の場合、避難場所等慣れない場所では状態の安定が図られない。また、オムツやミルク等の育児用品が必要である。環境（室温等）の影響を受けやすい。 ○ 幼児期の場合においても避難場所等慣れない場所では状態の安定が図れない。また、オムツ等の育児用品が必要な時期もある。	○ 健康状態の確認を行い、必要時救急処置を行う。 ○ 避難所等で、放送、掲示等により配布品目等明示し、配布することの情報伝達をしていく。紙オムツ等の衛生用品の配布を行う。 ○ 避難所において健康状態を確保するために健康状態の観察、健康相談等の健康管理を実施し、室内の環境や保温等に配慮する。 ○ 避難所において育児等の不安軽減のため必要な情報提供を行う。 ○ 感染症予防、集団感染の防止策を講じる。 ○ 感染症等の健康状態の変化に気づき、早期に対応できるよう医療機関や巡回医療チームとの連携を図る。 ○ 心理的安定を図る為に絵本やおもちゃの配布を図る。 ○ 母親等育児している人の精神的ストレスに対する相談窓口の開設と利用を勧める。 ○ 特別支援を要する児のため関係者間の連携を図る。 ○ オムツの利用においては、避難所で気兼ねなくオムツ交換ができるスペースを確保する。 ○ 被災により、保護者等が養育することが困難または不可能な場合の緊急入所等の対応をする。
児 童	○ 学校へいけず、学習面での不安がある。 ○ 避難場所での安定状態が図られない。	○ 健康状態の確認を行い、必要時救急処置を行う。 ○ 避難所において健康状態を確保するために健康状態の観察、健康相談等の健康管理を実施し、室内の環境や保温等に配慮する。 ○ 感染症予防としての対応が必要。 ○ 感染症等の健康状態の変化に気づき、早期に対応できるよう医療機関や巡回医療チームとの連携が必要。 ○ 学校とは教育に関する情報を提供し、安定を図る。 ○ 被災により、保護者等が養育することが困難または不可能な場合の緊急入所等の対応が必要となる。
妊 産 婦	○ 被災時の精神的動揺により状態が急変することがある。 ○ 妊婦の月数により出産に結びつくことがある。 ○ 精神的ストレス、身体的ストレスの影響を受けやすい状態にある。 ○ 避難場所では、トイレが課題になることが多い。和式でのトイレでの排泄が困難。	○ 避難場所での妊婦の健康状態の観察と確認、健康相談等の健康管理が必要。（尿検査、血圧測定、児心音の聴取） ○ 緊急時の出産に関する情報提供を行い、不安の軽減を図る。 ○ 衛生用品の配布。（産婦に対しての生理用品等） ○ 新生児の保温や育児に対し、衛生用品等の配布を行う。 ○ 感染症予防としての対応が必要。 ○ 出血や出産の兆候等で入院や搬送の必要がある場合、早期に対応できるよう医療機関や医療救護対策本部との連携が必要。 ○ 精神的ストレスのある妊産婦に対する相談窓口の開設と利用の勧め。 ○ 妊産婦の食事状況（栄養摂取状況）の確認 ○ 仮設の洋式トイレの設置や優先的に洋式トイレを利用できるように配慮する必要がある。
外 国 人	○ 日本語での情報伝達が困難、災害時の専門用語の理解不足など	○ 多言語による情報提供 ○ 母国語での相談による心のケア ○ 通訳・翻訳の出来る人材の確保 ○ 文化や宗教上の理由から食べられない食料がありうることを理解する。

別紙4

災害時要配慮者支援班

	役 職	課 名	職 名
1	班 長	福 祉 課	課 長
2	副班長	長寿介護課	課 長
3	//	健康子育て課	課 長
4	//	福 祉 課	課長補佐
5	//	長寿介護課	課長補佐
6	//	//	高齢者支援室長
7	//	健康子育て課	課長補佐
8	//	//	子育て包括支援室長
9	//	社会福祉協議会	事務局長
10	班 員	福 祉 課	地域福祉担当リーダー
11	//	//	障がい者支援担当リーダー
12	//	長寿介護課	介護保険担当リーダー
13	//	//	包括支援担当リーダー
14	//	//	高齢者福祉担当リーダー
15	//	健康子育て課	健康づくり担当リーダー
16	//	//	子ども家庭担当（母子保健）リーダー
17	//	//	子ども家庭担当（児童福祉）リーダー
18	//	//	子育て支援担当リーダー
19	//	//	保育担当リーダー
20	//	総 務 課	危機管理担当リーダー
21	//	社会福祉協議会	総務担当リーダー
22	//	//	地域福祉担当リーダー
23	//	//	権利擁護担当リーダー

資料 1

市指定の避難所及び福祉避難所一覧表

(1) 避難所

	施設名称	住 所	電話番号
1	都留市市民総合体育館 ☆	田原 3-8-36	0554-43-4341
2	都留興譲館高等学校	上谷 5-7-1	0554-43-2101
3	谷村第一小学校	上谷 1-1-2	0554-43-3105
4	旧川棚営農指導センター ☆	川棚 809	—
5	下谷体育館	下谷 4-2-19	—
6	都留第二中学校	四日市場 750	0554-43-4395
7	都留第一中学校	大野 52-5	0554-43-4111
8	谷村第二小学校	法能 923	0554-43-2335
9	都留文科大学附属小学校 ☆	大野 396	0554-43-2336
10	東桂小学校	桂町 796-1	0554-43-2466
11	東桂中学校 ☆	桂町 840	0554-43-2421
12	禾生第一小学校	古川渡 533	0554-43-2734
13	禾生第二小学校	小形山 735	0554-43-8005
14	宝小学校	大幡 1143	0554-43-2664
15	旧与縄営農指導センター ☆	盛里 134-1	—
16	旧旭小学校	朝日馬場 544	0554-48-2008

(2) 福祉避難所

施設名称	住 所	電話番号
保健福祉センター (いきいきプラザ都留)	都留市下谷 2516-1	0554-46-5111
都留市まちづくり交流センター ☆	都留市中央 3-8-1	0554-43-1321

☆印で示す避難所は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域または洪水浸水想定区域に該当するため、風水害時（台風・土砂災害等）は使用不可。

資料2

◎非常持出品・備蓄品リスト（参考）

○非常持出品

- | | | |
|--------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ☐ 携帯ラジオ | ☐ 懐中電灯 | ☐ 予備の乾電池 |
| ☐ 携帯電話（充電器） | | |
| ☐ 非常食 | ☐ 飲料水 | |
| ☐ 雨具 | ☐ 筆記用具 | ☐ 手袋（軍手） |
| ☐ ティッシュペーパー | ☐ ビニール袋 | ☐ タオル |
| ☐ 靴・スリッパ（枕元に） | ☐ 下着・靴下 | ☐ 現金（小銭） |
| ☐ マスク | ☐ 救急薬品・常備薬 | ☐ 保険証（コピー） |
| ☐ 笛（ホイッスル） | など | |

○備蓄品

- | | | |
|---|---------------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 飲料水（1人1日3リットル目安） | ☐ 食料品（保存がきくもの） | |
| ☐ ウエットティッシュ | ☐ 簡易トイレ | ☐ 新聞紙 |
| ☐ 毛布・マット | ☐ 携帯用カイロ | ☐ ビニールシート |
| ☐ ラップ類 | ☐ 布製ガムテープ | ☐ ビニールひも |
| ☐ ライター | ☐ カッター・はさみ | |
| ☐ 食器（箸・コップ・皿等） | ☐ 卓上コンロ | ☐ 調理器具 など |

○必要に応じて

◎乳幼児

- | | | |
|-------------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 粉ミルク | ☐ 哺乳瓶 | ☐ 離乳食 |
| ☐ 紙おむつ | ☐ ベビー毛布 | ☐ おんぶ紐 など |

◎高齢者

- | | | |
|---------------------------------|------------------------------|---------------------------------|
| ☐ 予備のめがね | ☐ 補聴器 | ☐ 常備薬 など |
|---------------------------------|------------------------------|---------------------------------|

◎女性

- | | | |
|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| ☐ オイルソックス | ☐ 大型ストール | ☐ 生理用品 など |
|----------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|